

中央新幹線建設工事に伴う中川村内における  
工事用車両の通行に関する確認書

中川村（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、乙の中央新幹線建設工事（以下「建設工事」という。）に伴う工事用車両（工事を行うにあたり使用する車両をいい、建設工事に伴う発生土の運搬車両を含む。以下同じ。）が中川村の区域内（以下「村内」という。）を通行することに関し、次のとおり確認する。

長中上長  
之川伊野那  
印村郡

（目的）

第1条 この確認書は、工事用車両が村内を通行することに関し、一般車両への影響、中川村の環境に及ぼす影響を低減させ、もって村内の交通安全の確保を図ることを目的とする。

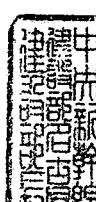
（通行ルート）

第2条 工事用車両が使用する道路は、国県道を基本とし、発生土の運搬車両の通行ルートは、搬出先及び運行計画が具体的になった段階でその都度甲と協議するものとする。また、国県道以外の道路を使用する必要が生じた場合においても、甲と別途協議するものとする。

- 2 工事用車両のうち、発生土の運搬車両の村内の通行は、原則として主要地方道松川インター大鹿線の改良工事が完了した後に行うものとする。ただし、一般車両の通行の安全性が確保され、関係者との協議が整った場合はこの限りではない。
- 3 乙は、工事用車両の通行ルート、期間、通行台数等の運行計画について、事前に甲と調整のうえ、関係する地区住民及び関係団体等に対して丁寧に説明を行うものとする。
- 4 工事用車両の通行ルートにおいて、乙以外の事業者の車両等と通行期間が重複する場合は、必要に応じ甲乙協力して関係機関と調整を行うものとする。
- 5 乙は、工事用車両の通行により渋滞等一般車両の通行に支障をきたすと判断された場合は、甲及び道路管理者と協議のうえ、速やかに対応するものとする。

（交通安全対策）

- 3 条 乙は、工事用車両の通行について十分な交通安全対策に努めるものとする。
- 2 乙は、渡場交差点付近の通行において、通行速度の低減や必要に応じた誘導員を配置する等必要な安全対策を行うとともに、通学時間帯の工事用車両通行台数低減に努めるものとする。
- 3 乙は、交通マナーの徹底、交通事故の防止及び通行人や一般車両の安全で円滑な交通の確保に資するため、工事用車両の運行関係者に対して十分な安全教育を行うものとする。



- 4 乙は、工事用車両の通行により通行規制を行う場合は、範囲及び期間を最小限度とし、予め期間に余裕をもって関係する地区住民に周知するものとする。
- 5 乙は、工事用車両の通行においては、工事用車両であることがわかるように表示するとともに、一般車両の通行を優先するものとする。

(通行時間等)

第4条 乙は、工事用車両の通行を、日曜日及びその他長期休暇期間（年末年始等で事前に告知する日）（以下「休日等」という。）に行わないことを基本とし、予め工事用車両の通行計画を甲及び関係する地区住民に周知するものとする。なお、休日等において工事用車両の通行を計画する場合は、乙は事前に甲に連絡するとともに、関係する地区住民へ周知するものとする。

- 2 村内における工事用車両の通行時間は、資機材の運搬は午前7時30分から午後7時まで、発生土の運搬は午前8時から午後6時までを基本とする。ただし、渡場交差点付近における発生土の運搬は午前8時30分から午後5時までを基本とする。
- 3 法令の定めにより通行時間帯が制限される特殊車両の通行について、乙は、事前に甲及び道路管理者に連絡し、関係する地区住民へ周知するものとする。
- 4 乙は、村内の行事等により工事用車両の通行が一般車両の通行に支障を生じることが予想される場合は、甲乙協議のうえ、工事用車両の通行について配慮するものとする。
- 5 乙の建設工事に携わる作業員等の通勤は、できる限り乗用車等による乗り合いとするものとする。

(通行ルートの大気質・騒音・振動対策等)

- 第5条 乙は、工事用車両の通行ルート沿道地域の環境を保全するため、工事用車両の通行期間中、必要な箇所において大気質・騒音・振動の測定を行うとともに、環境への影響を調査し、その内容を甲及び関係する地区住民に公表するものとする。なお、測定箇所、測定項目、頻度、期間等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。
- 2 乙は、工事用車両の通行に当たり、排出基準適合車を採用し大気質への影響を低減するとともに、騒音・振動・粉じん等を抑えるよう、工事用車両のタイヤの洗浄、路面散水、通行速度の遵守など、通行面における環境保全に努めるものとする。
  - 3 乙は、工事用車両の通行ルート沿道の住民から環境対策について要望があった場合、甲と調整のうえ必要な対策を講じるよう努めるものとする。

(通行ルートの清掃及び損傷修繕復旧)

- 第6条 乙は、必要に応じて路面清掃車などにより工事用車両の通行ルートの清掃を行い、土砂・粉じん等の飛散防止に努めるものとする。

- 2 工事用車両の通行に起因して道路施設を損傷等した場合は、道路管理者に報告するとともに、道路管理者と協議のうえ、道路施設の修繕等必要な措置を講じるものとする。

(苦情・損害等の対応)

第7条 甲及び乙は、工事用車両の通行について住民からの苦情・要望等に対応する窓口を設け、速やかにこれに対処するものとする。

- 2 乙は、甲が設置する中川村リニア中央新幹線対策協議会（以下「対策協議会」という。）に出席し、工事用車両の通行計画、安全対策、環境対策及び苦情・要望等に対する対処状況等について報告するものとし、重要な事項については、対策協議会において協議するものとする。
- 3 甲及び乙は、苦情等を解決するため、追加の環境保全措置をとるなど相互に協力するものとする。
- 4 乙は、工事用車両の通行に起因して損害が発生した場合は、法令等に基づき賠償するものとする。

(道路管理者との協議)

第8条 本確認書の実施にあたり必要な道路管理者との協議は乙が行い、甲は協力するものとする。

(工事施工業者等への通知)

第9条 乙は、この確認書の内容を工事用車両の通行に携わる施工業者等に通知し、遵守させるものとする。

(有効期間)

第10条 この確認書の有効期間は、締結の日から工事用車両の通行完了までの間とする。

(公開)

第11条 甲及び乙は、この確認書を第三者に公開する必要が生じた場合は対応を協議するものとする。

(その他)

第12条 この確認書に定めのない事項又は疑義を生じた場合は、甲乙協議のうえ処理するものとする。

以上、確認の証として、本書を2通作成し、各々が記名押印のうえ各自その1通を保有する。

令和 2年 12月 21日

甲 長野県上伊那郡中川村大草 4045 番地 1

中川村長

宮下 健彦



乙 名古屋市中区名駅一丁目 1番 4号

JRセントラルタワーズ

東海旅客鉄道株式会社

中央新幹線推進本部

中央新幹線建設部

名古屋建設部長 新 美 憲

